

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和8年2月16日

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和8年平泉町議会定例会2月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開き願います。

本定例会2月会議に町長から提出されました議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたので報告いたします。

3ページをお開き願います。

定例会2月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、升沢博子議員及び1番、小埜寺享議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会2月会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第3、報告第1号、令和7年度平泉町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、報告案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

報告第1号、令和7年度平泉町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告についてでございます。

議案書5ページをお開き願います。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、令和8年1月19日に、次のとおり専決処分したものでございます。

令和7年度平泉町一般会計補正予算(第8号)。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,805万8,000円としようとするものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

15款県支出金、3項委託金871万6,000円、これは衆議院議員総選挙執行委託金でございます。

歳入合計補正額871万6,000円。

議案書7ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費871万6,000円、これは衆議院議員総選挙費でございます。

歳出合計補正額871万6,000円。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 (高橋拓生君)

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質疑があれば発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

なければ、次に進行いたします。

議 長 (高橋拓生君)

日程第4、議案第2号、令和7年度平泉町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、補正予算案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第2号、令和7年度平泉町一般会計補正予算(第9号)でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,078万2,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によろうとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 (高橋拓生君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長 (岩淵嘉之君)

それでは、議案書17ページをお開き願います。

議案第2号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第9号）について補足説明をさせていただきます。

議案書18ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金22万4,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

21款町債、1項町債250万円、これは旧平泉町公民館解体事業に係る起債でございます。

歳入合計補正額272万4,000円。

議案書19ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費272万4,000円、これは旧平泉町公民館解体工事費でございます。

歳出合計補正額272万4,000円。

議案書20ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的、旧平泉町公民館解体事業につきまして、変更前の限度額3,450万円を変更後の限度額3,700万円に変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変わりはありません。

本補正予算案につきましては、旧平泉町公民館解体工事におきまして、建物の基礎部分とアスベスト含有建材の産業廃棄物の処理数量の増加等に伴い、工事費を増額する必要が生じたため、予算調整を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず、安全性と、それから金額の問題について質問したいと思います。

既に旧公民館は更地になっているとのことなので、これ全部工事終わったということでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

アスベストを含む解体工事でございます。いわゆる建物の上物につきましては1月下旬に工事を終えておりますが、その処分、あるいは処分後の整地工事、こちらのほうについてはまだ残っているというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

安全性、既に終わったので安全工事終わったというふうを考えるわけですがけれども、いわゆるアスベスト、古い建物なので、いわゆる旧、吹きつけのやつだったということによろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

アスベスト自体の詳しい内容については承知しておりませんが、まず江刺のいわてクリーンセンターのほうで処理を行うということで、産業廃棄物の中でも特別な処理が必要だということで、こちらのほうは適切に行っているというようなところでご理解いただければというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

一つ安全性については、あそこは高台で、いわゆる吹きつけのやつだとレベルが高くて、より危険だというようでありましてけれども、そういう点では工事は終わったということですが、もちろん作業員、それから高い所と言いましたけれども、風等で吹き飛ばすということ、もちろんそこは正しく行われた、そこでなのですが、いわゆるレベル1、それから断熱に使われたやつで、処理金額も違ってくるとのことなのです。それで全員協議会の中で、当初より2.8トン増えたということだったと思います。1.6トンの見積りが最終的に4.4トンになったということでありまして。とするとキロ当たりですか、平米当たりという計算もあるようですが、トン当たり幾らの処理量だったのでしょうか、処理金額だったのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

あくまでも工事に関しましては、このアスベストの処分を含み、解体のその他の産業廃棄物等もございまして、ちょっと部分的にアスベストの分の増額の費用については、ちょっと今申し上げることはできませんけれども、今、議員がおっしゃられたとおり、当初アスベストを含む建材の処分を1.6トンと見ておりましたが、2.8トン増の4.4トン、それ以外の分も含みますと、全体の処分量が140.5トン増えまして、トータルで1,111.8トンとなってございまして、こちらの分については整地費を除き、整地費が81万円、それ以外の部分が今回の産業廃棄物の処分に係る費用というふうに捉えてございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ちょっといろいろ調べたのですけれども、だいたいキロでいえば893円とか、キロ当たりのようです。ですから今、整地費用81万円という話もあったので、妥当な金額かなとは思いました。

ただ、いずれやっぱりこういった工事の場合、税金でありますし、しかも当初見積りより大きく跳ね上がったということを見ると、やっぱり個々の見積りの内容とか、工事の内容などももう少し詳しくつかんでおく必要があるのではないかと思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今手元でございます、失礼しました。アスベストを含み産業廃棄物の分については191万円、これは税込みの額で、実際に受注者、請負業者と協議した中で捉えている数値でございますので、申し添えたいと思います。

失礼しました。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

整地作業に入っているということで、いずれ年度内には全て終了するというふうに思うのですが、そうしますと今後の土地の利活用について、今、町の中では、一つは前の図書館の跡地も更地になっているわけですけれども、その土地と合わせて、どのように今後利活用をしていくのか、その考え方についてお聞かせください。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、当時社会教育施設だった用地が今普通財産になっておりますので、上物が解体した時点で土地の有効活用を図る、いわゆる遊休資産の有効活用を図るということですが、今のこの公民館跡地につきましては金鶏山、世界文化遺産の重要な資産の緩衝地帯、いわゆるバッファゾーンと言われるようなところに位置づけされております。

したがって、この世界文化遺産の価値を損ねないような、そういった、例えば平泉町の中でも歴史的な風土保存計画であるとか都市計画マスタープラン、こういったものを踏まえて検討していかなければいけないということでございます。

したがって、民間活力の導入なども含めて、これまでの中でも遊休資産の検討は行ってきて、今回解体を終えて、さらにこの議論を具体化していく必要があるというふうに感じておりまして、まず地域の活性化ということと、それから世界遺産の保全という、両立が可能な形

で民間あるいは町民の皆様のご意見も伺いながら進めていくということですが、まずは文化庁であったりとか岩手県とか、この周辺の遺産から眺望が重要などところがありますので、そういったところをまず保全するというを第一義的に考えまして、ほかの具体的な活用については、例えば住宅政策とかに資する活用、あるいは歴史的な公園に資するような活用、こういったことについても検討していくことを予定してございます。

議長（高橋拓生君）

図書館の跡地利用も。

総務課長（岩淵嘉之君）

図書館の跡地につきましては、こちらもまた今現在一時的な暫定活用ということで、駐車場としての活用をまずは行っておりますが、今申し上げた旧公民館と同じように、やはり町の中心部である重要な土地というふうに捉えておりまして、まず行政財産としての目的で売却のことは考えておらず、何らかの形で賃貸するなりして、町の活性化とか地域のにぎわい、中心地のにぎわいになるような活用の仕方について、今後具体的に検討していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

そうしますと、いわゆる今期の都市計画の素案が今示されていますよね、町の。その素案の中で、いわゆる用途廃止の住宅の取扱いについて追加記載をされたわけですがけれども、今言われた旧公民館跡地が世界遺産の関係でバッファゾーンになっていくとすれば、花立住宅の今後の解体の中も含めて、いわゆる関わってくることだと思えるのですよ。したがって、そういう意味では、文化庁なり、そういったところとの事前のすり合わせというのかな、そういうものをしっかりして進めていかないと、用途使用廃止に位置づけても、そのまま手をつけられずにいくということが想定されないわけでもないの、そういった先を見据えた対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、議員がおっしゃられたとおり、花立住宅についても今実際入居者がおりまして、その方にも建物自体が老朽化しておりますから、同じ町内への別な住宅への移住等も協議させていただいてるところでございまして、総合計画の後期基本計画に掲載しておりました一体的な利用が理想的だということでございます。そのことについては、議員、今申し上げられたとおりだと思います。その前提となりますのが、やはり重要な世界遺産を構成する資産のそばにあるということでございますので、まず第1番にはその部分について、いろいろ文化庁等のご意見を伺った形で、果たしてどういう建物の高さとか、もちろん景観条例に基づく色とかデザインとかというのは限られてくるわけでございますけれども、その利用目的自体をどのようにした

らいいかというのは議論の入り口の部分で十分協議して、回答を得てから進めていかなければならない案件だというふうには認識してございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和8年平泉町議会定例会2月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時21分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 小 埜 寺 享